平成14年(行ケ)第196号 審決取消請求事件(平成16年5月24日口頭弁論終結)

判 石原薬品株式会社 訴訟代理人弁護士 清永利亮 弁理士 中野修身 同 告 シップレーカンパニー エル 被 エル シー 片山英二 訴訟代理人弁護士 加藤寛史 同 小林純子 同 弁理士 千田稔 同 同 辻永和徳 同 橋本幸治 同 近藤実

同復代理人弁護士 林康司

特許庁が平成11年審判第35360号事件について平成14年3月 18日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日

と定める。

事実及び理由

第1 請求

主文第1,2項と同旨

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

被告は、名称を「スズー鉛電気メッキ溶液およびそれを用いた高速電気メッキ方法」とする特許第2140707号発明(昭和60年12月28日特許出願〔特願昭60-293667号〔以下「本件特許出願」という。〕、パリ条約による優先権主張1985年〈昭和60年〉9月20日〈以下「本件優先日」という。〉・アメリカ合衆国〕、平成11年5月21日権利者をアメリカ合衆国法人リーローナル・インコーポレーテッド(以下「リーローナル社」という。)として設定登録、平成12年9月1日被告に移転登録、以下、その特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

原告は、平成11年7月14日、本件特許の請求項1及び同6に係る発明についての特許を無効にすることについて審判の請求をし、平成11年審判第35360号事件として特許庁に係属した。

特許庁は、上記事件について審理した上、平成14年3月18日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同月28日、原告に送達された。

- 2 本件特許出願の願書に添付した明細書(平成6年11月16日付け手続補正書による補正後のもの。以下「本件明細書」という。)の特許請求の範囲請求項1,同6の記載
- 1 改良されたスズの酸化に対する抵抗力を有するスズー鉛合金の電気メッキ 用電解質溶液であって、

水;所定量の可溶性二価スズ化合物及び可溶性二価鉛化合物;実質的に3以下のpHの溶液を与えるのに充分な量の可溶性アルキルスルホン酸;溶液中にすべての構成成分を溶液状に保持して実質的に32℃以上の曇り点を有する電解質溶液を与えるための湿潤剤としての実質的に8モル以上の酸化アルキレンを有する可溶性酸化アルキレン縮合化合物;及び二価のスズから四価のスズへの酸化を防止又は抑制するために充分な量のジヒドロキシベンゼンの位置異性体を含む前記スズー鉛電気メッキ電解質溶液。

- 6 スズの酸化による実質的な量のスズスラッジの生成を抑制しながら、スズ 一鉛合金を基材に高速で電気メッキする方法であって、
- (1) 可溶性二価スズ化合物及び可溶性二価鉛化合物と、実質的に3以下のpHを有する溶液を与えるのに充分な量のpH調整剤である可溶性アルキルスルホン酸を含む電気メッキ溶液を調整し、
 - (2) 前記溶液に湿潤剤として実質的に8モル以上の酸化アルキレンを有する

可溶性酸化アルキレン縮合化合物もしくは可溶性第四アンモニウム脂肪酸化合物を加えて、実質的に32°C以上の曇り点を有する電解質溶液となし、

- (3)前記電解質溶液に電気メッキによって形成された電着物の光沢を改良するのに充分な量の芳香族アルデヒド又はその誘導体を加え,
- (4) 前記電解質溶液に低電流密度範囲における電気メッキを改良するのに充分な量の可溶性ビスマス化合物、または高電流密度範囲の電気メッキを改良するのに充分な量のアセトアルデヒドを加えて電解質溶液を調製し、
- (5) 更に、上記電解質溶液に、二価のスズから四価のスズへの酸化を防止するか、もしくは四価のスズを二価のスズに還元するのに充分な量のジヒドロキシベンゼン化合物を加えて、スズー鉛合金の電気メッキ溶液を調製し、上記電気メッキ溶液に、スズー鉛合金の電気メッキを施す基材を浸漬し、所定の電流密度範囲に設定して、上記電気メッキ溶液を加熱もしくは撹拌することにより、上記基材上に高品質のスズー鉛合金メッキを高速で形成させることを特徴とする高速電気メッキ方法。
- (以下,上記請求項1,同6に係る発明を,審決に従い,「本件発明1」,「本件発明2」という。)
 - 3 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、請求人(注、原告)の主張する無効理由、すなわち、本件発明1のスズー鉛電気メッキ電解質溶液(以下「本件発明1溶液」という。)は、本件優先日前である昭和58年6月に日本国内において展示された「METEC'83ー表面技術総合展」(以下「表面技術総合展」という。)において展示され、また、本件優先日前に日本国内において販売されていたものであり、本件発明2は、本件発明1と実質的に同一の技術的思想に属するメッキ溶液を用いてメッキを行う方法にすぎないから、いずれも、本件優先日前に日本国内において公然実施された発明であり、特許法29条1項2号に該当するとの主張に対し、本件発明1、2は、本件優先日前に日本国内において公然実施された発明であるとは認められず、同号に該当しないから、請求人の主張及び証拠方法によっては本件発明1、2に係る本件特許を無効とすることはできないとした。第3 原告主張の審決取消事由

審決は、本件発明1の要旨認定を誤り(取消事由1)、表面技術総合展における展示の認定判断を誤り(取消事由2)、ソルダロンNFの譲渡による公然実施の認定判断を誤り(取消事由3)、ソルダロンBRの譲渡による公然実施の認定判断を誤り(取消事由4)、本件発明2に係る公然実施の認定判断を誤った(取消事由5)ものであるから、違法として取り消されるべきである。

- 1 取消事由1 (本件発明1の要旨認定の誤り)
- (1) 審決は、本件発明1の要旨について、「本件の発明(注、本件発明1)は、本件明細書の特許請求の範囲第1項・・・に記載された・・・とおりのものである」(審決謄本2頁「II. 本件発明」の項)と認定し、あたかも特許請求の範囲第1項に記載された技術的思想として認定したかのようにみえるが、その認定判断に照らすと、結果として、本件発明1の技術内容を把握し、その意味するところを正確に認定判断しているとはいい難く、本件発明1の要旨認定を誤ったものというべきである。

剤としてのカテコールは、ジヒドロキシベンゼンの位置異性体であり、④華氏90度以上の曇点(cloud point)を持つ酸化エチレン縮合物(湿潤剤)は、実質的に3 2℃以上の曇り点を有する電解質溶液を与えるための湿潤剤としての実質的に8モ ル以上の酸化アルキレンを有する可溶性酸化アルキレン縮合化合物であり、A供述 書には,本件発明1の水が記載されていないが,電気メッキ用電解質溶液は基本的 に水を溶媒として用いるので、あえて示さなかったものと解される。したがって、 両者の成分は一致するもので、A供述書記載の「Solderon®(登録商標)プロセスとして業界で公知である出願人のプロセス」(以下「ソルダロンプロセス」という。)が本件発明1と対比されるべき発明である。そして、審決が、昭和58年6月15日東京鍍金材料協同組合発行「鍍金の世界」昭和58年6月号26頁~29 頁、72頁(審判甲1・本訴甲5,以下「甲5記事」という。)について、 「その 第29頁には、『ソルダロンプロセス=ホウ弗化物を含まない半田めっきプロセス 90対10あるいは60対40の錫—鉛合金皮膜が広い電流密度範囲にわたっ て得られる。ソルダロンNF(無光沢)、同BR(光沢)、同MHS(高速用無光沢)、同BHS(高速用光沢)の四種がある。(ジャパン・ロナール(株))』と記載されている」(審決謄本4頁第1段落)と認定しているとおり、ソルダロンN F, 同BR等は、ソルダロンプロセス(基本メッキ溶液)に光沢剤などの周知の添 加剤を加えて商品化したものであり、B作成の「有機酸ハンダメッキ用光沢添加剤 ソルダロンBOB(ジャパンメタル)成分分析」(審判甲9-6・本訴甲11-6、以下「甲11-6報告書」という。)の分析チャートからも明らかなように ソルダロンBRからは上記①~④の基本成分のほか、光沢剤(アルデヒド)を検出している。したがって、ソルダロンNF、ソルダロンBRは、ソルダロンプロセス に、更に周知の添加剤を配合したものであって、本件発明1の実施態様項(請求項 4又は同5)に相当するものである。

2 取消事田2 (表面技術総合展における展示の認定判断の誤り) (1) 審決は、表面技術総合展における展示による公然実施について、「『表面技術総合展は、表面技術に関するメーカーが、自社製品、新製品等をPRのために展示する会である』とされているのみで、表面技術総合展における展示が、『譲渡若しくは貸渡のために展示し』との性格を有する展示会であるか否かは不明である。したがって、ソルダロンプロセスが表面技術総合展で展示されたという事といる。したがって、ソルダロンプロセスのうちの)ソルダロンNF発明、ソルダロンBR発明が、特許法第2条第3項1号でいう実施(即ち、『物の発明の実施にあっては、その物を・・・譲渡若しくは貸渡のために展示し・・・』)に該当するとは、その物を・・・譲渡若しくは貸渡のために展示し・・・』)に該当するとは、

- (2) 表面技術総合展は、審判における証人Cの証言(甲13,以下「C証言」という。)のとおり、表面技術に関するメーカーが、自社製品、新商品等をPRのために展示する会というのであるから、むしろ、自社製品、新商品等を譲渡のために展示するものと認められ、また、審決のいうソルダロンNF発明、ソルダロンBR発明は、ソルダロンプロセスの実施態様であるから、ソルダロンプロセスが展示されたという事実があれば、本件発明1が公然実施されたことになるというべきである。
- 3 取消事由3(ソルダロンNFの譲渡による公然実施の認定判断の誤り) (1)審決は、ソルダロンNFの譲渡による公然実施について、「甲第3~6号証(注、本訴甲6~9)の何れにも、ソルダロンNFの浴成分等については明明3号証の試験に供したソルダロンNFの組成等については、メーカー、供給者側からがいているがは大和電機工業株式会社として知る必要もなく、ソルダロンNFの試験に出たのであるがは大和電機工業株式会社として知る必要もなく、ソルダロンNF発明の技術内容については全く不明であったといわざるを得なられているのであるとはいえない。その技術内容を知り得る状態で表別のであるとはいえない。その技術内容を知り得る状態で表別のであるとはいえない。そのであるとはいえない。それに対したが、甲第3~6号証及び証人Dの証言によりにより、メルダロンNF発明は、本件出願前に日本国内において公然実施を3段を発明であると認めることはできない」(審決謄本12頁最終段落~13頁第3段を認定判断したが、誤りである。
- (2) 特許法29条1項2号所定の「公然実施をされた発明」にいう「公然」とは、秘密を脱した状態をいい、「実施」とは、同法2条3項に規定される物の生産、使用、譲渡などをいうと解されるところ、内部に発明がある物の発明について、その製品が譲渡された場合は、譲受人は製品を自由に点検し、分解し、破壊し、分析することができ、これによって発明の内容を知ることができるのであるから、譲渡人において内容を秘密にする意図があるとはいえず、その発明は公然実施されたものと解すべきである。

大和電機工業株式会社(以下「大和電機工業」という。)従業員D,同E 作成の昭和59年8月18日付け「ソルダロンNF半田メッキ浴の検討 その1」(甲6,以下「甲6報告書」という。),同年9月3日付け「ソルダロンNF半田メッキ浴の検討 その2」(甲7,以下「甲7報告書」という。),中原化興株式会社(以下「中原化興」という。)作成の昭和59年6月26日付け見積書「ジャパンロナール」という。)がにジャパンロナール株式会社(以下「中原化興」という。)がにジャパンロナール株式会社(以下「ロセスのであるサンプル試作」,同月9日付け「ソルダロンBRプロセストングめっきサンプル試作」,同日付け「ソルダロンNFプロセスめっき液へのトールド樹脂溶解試験」,ジャパンロナール従業員G作成の同日付け「ソルダロンNF、ローエアー攪拌下での浴の変動ー」,同月10日付け「ソルダロンNF、D及びBODー」から成る報告書(甲9,以下「甲9報告書」という。)によれてのより下のである昭和59年6月ないし同年9月に、本件発明1の実施明のであるソルダロンNFが、リーローナル社から大和電機工業に譲渡されたことがあるソルダロンNFが、リーローナル社から大和電機工業に譲渡されたことがのであるところ、この譲渡は、秘密保持契約もないまま、秘密保持義務を負わなのであるところ、この譲渡は、秘密保持契約もないまま、秘密保持義務を負わなのであるところ、この譲渡は、秘密保持契約もないまま、秘密保持義務を負わなのである。

4 取消事由4 (ソルダロンBRの譲渡による公然実施の認定判断の誤り) (1) 審決は、ソルダロンBRの譲渡による公然実施について、「甲第9号証の1 (注、本訴甲11-1 [以下「甲11-1説明書」という。])には、ソルダロンBRの浴組成として、『ソルダロンアシッド240ml/-1、ソルダロンBRの浴組成が、甲第9号証の2(注、本事甲11-2)で使用された浴組成と一致するものであることは認められるが、甲第9号証の1には、文書の作成者、作成日が記載されていないため、甲第9号証の1には、文書の作成者、作成日が記載されていないため、甲第9号証の1が以ルダロンBRのカタログであるか否かは不明であり、一方、証人Dの証言、注、甲13、以下「D証言」という。)・・・によれば、ジャパンロナール株式会社の社員が作成したとされる甲第6号証(注、甲9報告書)の第3頁、第8頁は、ソルダロンBRプロセスの浴組成として、『ソルダロンアシッド240ml/

- ソルダロンティンコンク 7.5 m l / l ソルダロンレッドコンク 2.2 m l / l ソルダロンBRスターター 4.0 m l / l 』と記載され、甲第 9.5 号証の 1.2 甲第 6号証とでは、ソルダロンレッドコンクの点においてソルダロンBRの浴組成が明 らかに不一致である。したがって、甲第9号証の1が、請求人の主張する如く真正 なソルダロンBRのカタログであるとは直ちに認めることはできないばかりか、甲 第9号証の1に示された浴組成と同一浴組成の浴を使用した試験結果等について記 載されている甲第9号証の2が、真正なソルダロンBRを使用して行われた試験であるかは不明であるといわざるを得ない」(審決謄本13頁最終段落~14頁第1 段落)と認定判断した。
- (2) しかしながら、甲11-1説明書について、被告(被請求人)の平成13年5月21日付上申書(乙2)には、「発行日が明らかでないので本件特許発明が 出願日以前に公然実施されていたことが立証されているとは認められない。また、 その内容は単に商品名,特徴,その建浴方法および管理方法が記載されているのみ で、各製品の組成は記載されていない。したがって、甲第9号証の1(注、甲11-1説明書)からは『ソルダロンBR』の内容は不明である。・・・仮に甲第9号証の1が本件特許の出願日以前に頒布されていたとしても、これに基づいて本件特証の1が本件特許の出願日以前に頒布されていたとしても、これに基づいて本件特別の本件特許の出願日以前に頒布されていたとしても、これに基づいて本件特別の本件特別の本件を表現していた。 許発明の内容を知ることができないので、甲第9号証の1から本件特許発明が出願 日以前に公然実施されていたといえないことは明らかである」(8頁i-1項)と 記載されているが、被告自身、甲11-1説明書を作成したことがないとは主張し ていない。
- また、半田めっき浴においては、スズと鉛の比は目的に応じて変えられるものであり、この比が変わっても技術的思想として異なるものになるわけではない。甲11-1説明書には、浴組成(90/10スズー鉛合金)として、ソルダロンティンコンク75ml/lに対して、3.5ml/lの組成(1頁右欄の表)が 例示され、作業条件にも金属スズフ~11g \angle \bot に対して金属鉛1~2g \angle \bot (2 頁左欄の表)が示され、スズと鉛の比が変えられるものであることが読み取れるの である。審決は、組合せによりスズと鉛の金属イオン濃度を変えられるソルダロン
- BRについて、許容される範囲内の成分の差異をもって、甲9報告書記載の製品が本件発明1の実施品であることを否定したものであり、誤りである。
 (3) 原告作成の昭和60年8月12日付け「ソルダロンBR浴の無電解経時試験」(甲11-2、以下「甲11-2報告書」という。)、株式会社日東技術情報 センター作成の昭和59年8月8日付け、同月31日付け及び同年9月17日付け 各「分析結果報告書」(甲11-3~5、以下、それぞれ「甲11-3報告書」~ 「甲11-5報告書」という。)並びに甲11-6報告書によれば、昭和59年8 月8日前に入手したソルダロンレッドコンク,同月31日前に入手したソルダロン アシッド、同年9月17日前入手したソルダロンティンコンク及び昭和60年6月 中旬ないし昭和60年7月15日ころまでの間に入手したソルダロンBOB(ソル ダロンBR)の分析が行われ、その結果により、これらの成分から構成されるソルダロンBRメッキ溶液は、本件発明1の構成要件を具備したものであることが、少 なくとも昭和60年8月には明らかとなった。したがって、被告は、少なくとも上 記昭和60年6月中旬ないし昭和60年7月15日ころまでの間より以前に、本件発明1の実施品を、譲渡されたことが明らかであるところ、この譲渡は、秘密保持 契約もないまま、秘密保持義務を負わない者に対してされたものであるから、同事実により、本件発明1は、公然実施されたものというべきである。
 5 取消事由5 (本件発明2に係る公然実施の認定判断の誤り)
- (1) 審決は、本件発明2に係る公然実施について、「本件発明2が、仮に、 ルダロンBR発明のメッキ浴を用いてメッキを行なったにすぎない電気メッキ方法 であったとしても、ソルダロンBR発明が本件出願前に日本国内において公然実施 をされた発明と認められない以上,本件発明2は,本件出願前に日本国内において 公然実施をされた発明であると認めることはできない」(審決謄本 1 7 頁 [2]項 最終段落)と認定判断したが、誤りである。
- (2) 審決は、審決のいうソルダロンBR発明が本件優先日以前に分析できたか どうかについては、一応の判断を示しているが、ソルダロンBR発明が当時の分析技術で分析できたものである点については、全く判断していない。原告は、当時の 分析技術をもってすれば,ソルダロンプロセスの各成分は十分に検出できたことを も甲11-6報告書により立証しているところ、ソルダロンNF、ソルダロンBR が、秘密保持契約もないまま、秘密保持義務を負わない者に対して譲渡されたこと は上記のとおりであり、これらの事実により、本件発明2は、公然実施されたもの

というべきである。

第4 被告の反論

審決の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。

1 取消事由1 (本件発明1の要旨認定の誤り) について

体的な構成を知ることはできない。 A供述書の記載は、可溶性アルキルスルホン酸の量について実質的に3以下でのpHの浴液を与えるのに十分な量であること、湿潤剤の量について溶液中に溶液中にの構成成分を溶液状に保持して実質的に32℃以上の曇り点を有する電解質溶液を与える量であること(Aは湿潤剤の曇り点として好ましくは華氏90度以上のをなると述べており、メッキ電解質溶液の曇り点については言及していない。)、有ると述べており、メッキ電解質溶液の曇り点については言及してアルキレンををと述べており、メッキ電解質溶液の曇り点については言及してアルキレンをあることとが多にであることという4要件が明らことであるとの酸化を防止又は抑制するために十分な量であることという4要件が明ら記載されていない点において、本件発明1の構成とは相違し、その構成のすべてもれていない点において、本件発明1の構成とは相違し、その構成のするものされていない点において、本件発明1の構成とは神発明1の成分は一致するものではないから、ソルダロンプロセスが本件発明1と対比されるべき発明であるとの原告の主張は誤りである。

また、ソルダロンNF、ソルダロンBRは、ソルダロンプロセスに周知の添加剤を配合したものであって、本件発明1の実施態様項(請求項4又は同5)に相当するとの原告の主張は、根拠を欠くものである。甲11-6報告書は、原告がソルダロンBRであると主張するサンプルについて行われたものにすぎず、その結果自体が信頼できないものであり、分析チャートの結果からもアルデヒドが検出されているとは認められない。さらに、ソルダロンNF(無光沢)、ソルダロンMHS(高速用無光沢)、ソルダロンBHS(高速用光沢)については、分析結果もなく、全くの原告の憶測に基づく主張である。

(審決謄本10頁下から第2段落)とした審決の定義に、原告主張の誤りはない。 2 取消事由2(表面技術総合展における展示の認定判断の誤り)について 表面技術総合展における展示は、展覧会などでの単なる展示にすぎず、公然 実施には当たらない。展示によるPRは、特定商品の譲渡又は貸渡しのためのみに 行われるとは限らず、企業としての技術レベルを宣伝するために、開発途中のもの であっても展示することがあり、また、開発されたものであっても、利用者の要望 に基づいて、更に改良されることを前提とするものもある。発明の新規性を検討する上では、展示が、公然実施といえる態様でされたか否かを問題とすべきであり、 例えば、内部に発明がある新製品を公衆の面前で展示する場合でも、その内容が第 三者に知られ得ない場合には、公然実施されたとはいえない。したがって、展示の場合にも、技術的思想としての発明が第三者に知られ得ない態様で展示された場合には、公然実施されたとはいえない。甲5記事の記載からは、引用されたソルダロンNF、ソルダロンBR、ソルダロンMHS、ソルダロンBHSの具体的な構成は明らかにされておらず、メッキ溶液の場合は、例えば、質問されればその組成をだれにでも教えるといった対応をしない限り、展示により公然実施されたということができないことは当然であり、常識的にいっても、競合他社にも知られ得るような形式での展示会において、このような対応をしたとは考えられない。したがって、原告主張の取消事由2は、表面技術総合展における展示の具体的な態様についての主張がなく、それ自体失当というべきである。

3 取消事由3 (ソルダロンNFの譲渡による公然実施の認定判断の誤り) について

4 取消事由4 (ソルダロンBRの譲渡による公然実施の認定判断の誤り) について

- (1) 甲11-1説明書には、文書作成者及び作成日が記載されていないため、これがソルダロンBRのカタログであるか否かは不明である。確かに、ジャパンロナールでは、後日、類似のカタログを作成配布したが、作成日を記載しないカタログを作成配布した記録はない。また、甲11-1説明書及び甲6報告書のいずれにおいても、ソルダロンプロセスの内容は明らかにされていないし、これが実際に販売等されたとも認められない。したがって、これらによりソルダロンプロセスが本件優先日前に公然実施されていたということはできない。

5 取消事由5 (本件発明2に係る公然実施の認定判断の誤り) について

審決は、本件優先日前に、ソルダロンBRスターターの成分について分析依頼者が知り得たものであったとすることはできないと認定し、ソルデロンテスターの成分についてティック、ソルダロンレッドコンク、ソルダロンアシッド及びソルダロンBRの成分、すなわち、ソルダロンBRの成分、すなわち、ソルダロンBR発明の技術としても、分析依頼者ですら本件優先日前に知り得たものとは認務を負わないといる。原告は、ソルダロンNF、ソルダロンBRが、秘密保持義あるとうであるとにより、公然実施されたものというべきであると主においては、大和電機工業とは黙示の秘密保持契約の下にしておいたがら、本件においては、大和電機工業とは黙示の秘密保持契約の下にしたがら、本件においては、大和電機工業とは、ような経済を表したがあること、原告は、大きであるである。は、分析したものであること、原告は、大きであるである。は、分析したものであることは、上記のとおりである。に反してされたものであり、特許法30条2項の規定が適用されるべきである。当裁判所の判断

- 1 取消事由1(本件発明1の要旨認定の誤り)について
- (1) 原告は、A供述書(甲4)記載のソルダロンプロセスと本件発明1のメッき キ溶液の成分は一致するから、ソルダロンプロセスが本件発明1のと対比され、更に 知の添加剤を配合したものであって、本件発明1の実施態様項(請求項4又に、関加 ないであるのに、「甲第1号証(注、甲5記事)によれば、ソルダロンプロセスは四種あるとされているにもかかわらず、甲第2号証(注、A供述書でおり、では、四種のソルダロンプロセスは区別せずその浴成分が述べるにおり、ことは、言葉をかえれば、四種のソルダロンの技術内容につかには、四種のソルダロンBR発明の技術内容についるとは、言葉をかえれば、四種のソルダロンプロセスの表明の技術内容についるとは、12頁第1段落)として、ソルダロンプロセスそのものが4種類あるべまとことを正確に認定判断しているとはいい難く、本件発明1の要旨認定を誤ったものであると主張する。
- ると主張する。
 (2) 審決は、本件発明1とA供述書(甲4)記載のソルダロンプロセスを対比していないが、A供述書のみによっては、ソルダロンプロセスが本件優先日前において実施をされた発明であると認めることはできないから、審決が両者を対比しなかったこと自体を誤りということはできない。また、審決は、本件発明1を、「本件の発明は、本件明細書の特許請求の範囲第1項・・・に記載された・・・とおりのものである」(審決謄本2頁「Ⅱ、本件発明」の項)として、特許まである。原告の主張するように、審決の定義したソルダロンNF発明、ソルダロンBR発明が、本件発明1の実施態様項(まで、第2、に相当するといることは、審決の上記記載といいまである。原告の主張するように、下発明、ソルダロンNF発明、ソルダロンBR発明が、本件発明1の実施態様項(まで、に相当する発明が、本件発明1の実施を対したものではないから、審決の上記定義が妥当を欠くことを理由に、本件発明1の要旨認定を誤ったものとすることはできない。したがって、原告主張の取消事由1は理由がない。
- 2 取消事由3 (ソルダロンNFの譲渡による公然実施の認定判断の誤り) について

その技術内容を知り得る状態で実施をされたものであるとはいえない。・・・したがって、甲第3~6号証及び証人Dの証言によっては、ソルダロンNF発明は、本件出願前に日本国内において公然実施をされた発明であると認めることはできない」(審決謄本12頁最終段落~13頁第3段落)とした審決の認定判断の誤りを主張する。

- (2) 甲6報告書及び甲7報告書は、大和電機工業の従業員であるD及び同日 が、それぞれ、昭和59年8月18日及び同年9月3日に作成したソルダロンNF 半田メッキ浴の検討に関する報告書であり、審判におけるD証言(甲13)によれ ば、その検討対象として使用した試料は、試験に使用するサンプルとして、大和電機工業が、リーローナル社の日本における子会社であるジャパンロナールの販売代 理店であった中原化興から入手したものであると認められる。他方、甲6報告書に よると、試料としたソルダロンNFの基本浴組成は、ソルダロンアシッド140m ソルダロンティンコンク75ml/l, ソルダロンレッドコンク2.2m ソルダロンNF80m1/1から構成され(1頁の「表-1 基本浴組 これは、ジャパンロナール作成の甲11-1説明書及びカタログ(甲1 7. 以下「甲<u>17カタログ」という。)記載のソルダロンNF</u>の浴組成と一致す る。また、中原化興作成の大和電機工業あての甲8見積書(昭和59年6月26日 付け)は、上記試料に係るものとは認められないが、1枚目に、各商品の単価とし て、ソルダロンティンコンクは4700円、同レッドコンクは3200円、同アシ ッドは2000円、同NFは3000円として記載され、2枚目に建浴費として NF浴は11当たりの単価が879円54銭と記載されているところ、同建浴費の 単価879円54銭は、上記ソルダロンNFの基本浴組成の割合で4種類の成分を混合したものとして、上記4種類の各成分の単価を基にした計算結果(4700× $(75/1000) + 3200 \times (2.2/1000) + 2000 \times (140/1)$ 000) +3000×(80/1000) =879.54) と一致し、甲6報告書 において試料とした上記ソルダロンNFは、ジャパンロナールに係る真正のものであると認めることができる。そうすると、大和電機工業は、甲6報告書の作成日で ある昭和59年8月18日以前に、中原化興から、試験に使用するサンプルとし て、ソルダロンNFの譲渡を受けていたものと認めることができ、上記譲渡により、大和電機工業において、同製品を自由に分析することにより発明を技術的に理 解し得る状態になったのであるところ、審判におけるBの証言(甲13)によれ ば、上記譲渡の当時において、譲渡を受けたソルダロンNFのサンプルを分析して その成分を明らかにすることは容易であったと認められるから、他に反証のない限 これにより同製品に係る発明は、日本国内において公然実施をされたものとい うべきである。審判におけるD証言(甲13)によれば、大和電気工業としては、 ソルダロンNFの基本浴組成を知る必要もなく,ソルダロンNFを分析したことも ないというのであるが、この証言だけでは、上記認定判断を左右するに足りず、他 に的確な反証はない。
- (4)以上のとおり、本件優先日前の昭和59年8月18日以前に、ソルダロンNFに係る発明は、日本国内において公然実施をされたものというべきである。他方、甲5記事には、「六月二日~五日(注、昭和58年)まで、東京流通センターで開かれたMETEC'83一表面技術総合展は過去最高の入場者で盛況のうちに終え

また、A供述書(甲4)は、本件発明1、2の発明者であるAの1987年(昭和62年)1月27日付け宣誓供述書面であり、ソルダロンプロセスに関し、「Solderon®(登録商標)プロセスとして業界で公知である出願人のプロセスは、メタンスルホン酸、メタンスルホン酸スズ及びメタンスルホン酸鉛、抗酸化剤としてのカテコールならびに好ましくは華氏90度以上の曇点(cloud point)を持つ酸化エチレン縮合物である湿潤剤とから成る浴を包含する」(訳文3頁第3段落)との記載とともに、電気スズメッキ用のソルダロンプロセスの1981年(昭和56年)ないし1985年(昭和60年)の販売実績(昭和56年が0ドル、同57年が0ドル、同58年が13万9000ドル、同59年が34万2000ドル、同57年が57万7800ドル)が挙げられている。上記販売実績は、アメリカ合衆国におけるものか、全世界におけるものかは不明であるが、少なくとも、ソルダロンプロセスは、昭和57年までは販売されておらず、昭和58年以降に製品として販売されていたことが認められる。

被告は、A供述書は、本件特許出願の後にアメリカ合衆国において提出されたものであり、本件発明1ないし本件優先日当時のソルダロンプロセスの内容を説明したものでもないと主張する。しかしながら、表面技術総合展は、ソルダロセスの販売が開始された昭和58年に開催されたものであり、甲5記事記載のとおり、ソルダロンプロセスが表面技術総合展において注目される新製のとおり、フロセスとA供述書記載のソルダロンプロセスは、同一の技術内容ののがロンプロセスとA供述書記載のソルダロンプロセスは、同一の技術内容の扱いであると認めるのが相当である。被告は、また、A供述書は、秘密としての名称が、カルダロンN Fの上記譲渡による公然実施を判断するに当たって、A供述書の公知性は問題とならないから、失当である。そして、甲5記事及び甲17カタログによれば、ソルダロンN Fはソルダ

そして、甲5記事及び甲17カタログによれば、ソルダロンNFはソルダロンプロセスの一態様であることが認められ、A供述書には、ソルダロンスフロセスの一態様であることが認められ、A供述書には、ソルダロンズ、メタンスルホン酸、具体的に、メタンスルホン酸、メタンスルホン酸の度以上の多点(cloud point)を持つ酸化エチレン縮合物である湿潤剤の5化学物質を開示しているのであるから、本件発明1と対比することができ、両者が同一であれば、本件発明1は、特許出願前(本件優先日前)において公然実施された発明1との対比判断をしないまま、ソルダロンNFの成分にる外にある。しかしながら、審決は、本件発明1といれがである。しかしながら、下の成分が入っているが、メーカー、供給者から説明を受けておらず、どのような成分が入っているが、メーカー、供給者から説明を受けておらず、どのような成分が入の試験を当まり、ソルダロンNF発明の技術内容については全く不明であったといわざるを実施しい。そうであれば、ソルダロンNF発明は、その技術内容を知り得る状態で判断とれたものであるとはいえない」(審決謄本13頁第1段落~第2段落)と判断したものであるから、誤りというほかない。

(5) したがって、原告主張の取消事由3は理由がある。

3 取消事由5(本件発明2に係る公然実施の認定判断の誤り)について 本件発明2は、本件発明1と実質的に同一の技術的思想に属するメッキ溶液 を用いてメッキを行う方法にすぎないから、本件発明1が公然実施された以上、本 件発明2も公然実施された発明であるとの原告主張の無効理由に対し、審決は、 「本件発明2が、仮に、ソルダロンBR発明のメッキ浴を用いてメッキを行なったにすぎない電気メッキ方法であったとしても、ソルダロンBR発明が本件出願前に日本国内において公然実施をされた発明と認められない以上、本件発明2は、本件出願前に日本国内において公然実施をされた発明であると認めることはできない」(審決謄本17頁[2]項最終段落)と認定判断したものであるところ、上記2のとおり、本件発明1に係る審決の判断が誤りである以上、これを前提とした審決の本件発明2に係る上記判断も誤りである。したがって、原告主張の取消事由5は理由がある。

4 以上のとおり、原告主張の取消事由3、5は理由があり、これが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

よって、その余の点について判断するまでもなく、審決は取消しを免れず、 原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第2部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	圌	本		岳
裁判官	早	Ħ	冶	書